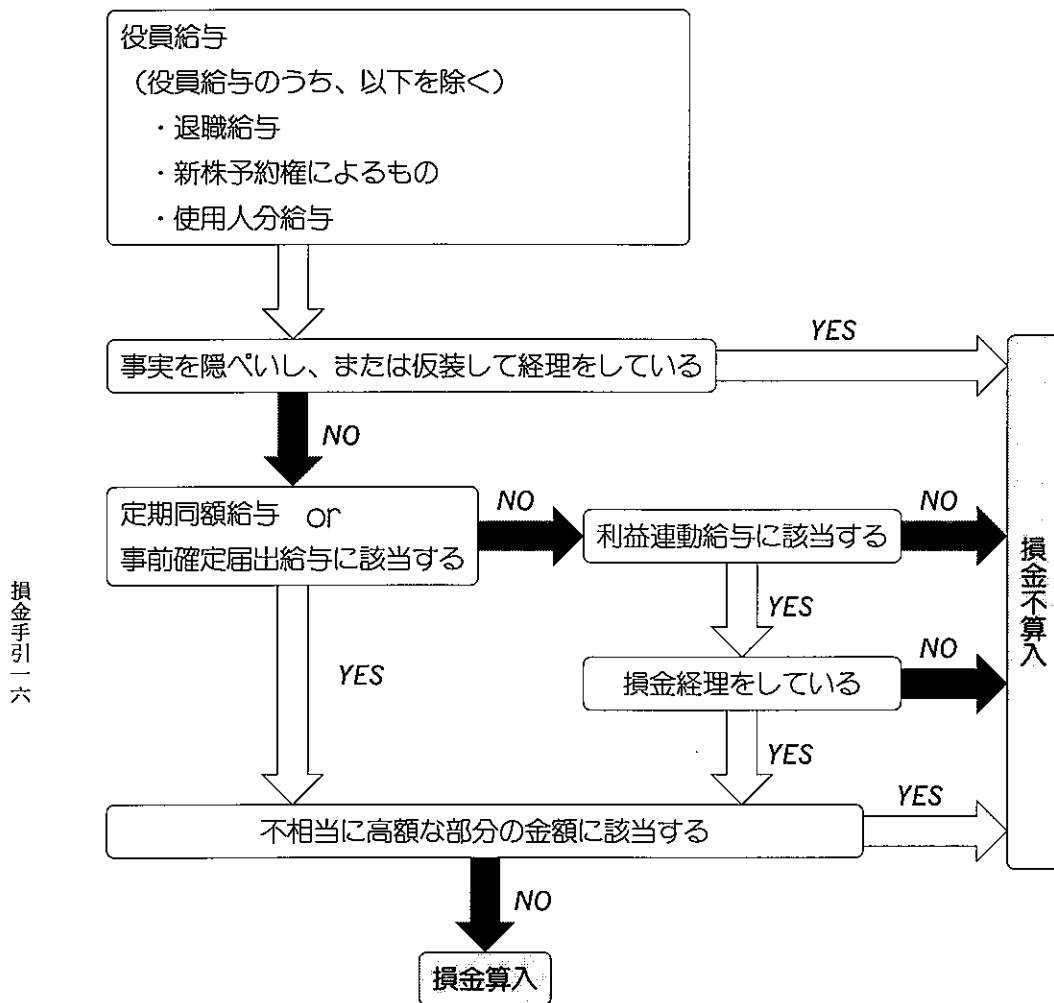


## 第2 役員給与



キーワード

▼役員給与

役員給与とは、役員に対して支給する給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。）をいいます。

法人税法上、役員給与の明確な定義は規定されていませんが、ここでの給与には、通常の報酬以外にも、賞与、退職給与、使用人兼務役員に対する使用人分給与およびストックオプションによるものを含むと考えられます。

▼定期同額給与

定期同額給与とは、その支給時期が1か月以下の一定の期間ごとである給与で事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものをいいます。したがって、通常の場合、事業年度を通して月額報酬が同額であれば、その月額報酬が定期同額給与ということになります。

なお、定期同額給与には、下記に掲げる場合の給与も該当することになります。

- (1) 定期給与で、次に掲げる改定がされた場合におけるその事業年度開始の日または給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日またはその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの。
  - ① その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3か月を経過する日（保険会社は4か月）までにされた定期給与の額の改定。
  - ② 継続して毎年所定の時期に改定される定期給与の額の改定が3月経過日等後にされることについて特別の事情があると認められる場合は、その改定の時期にされた定期給与の額の改定。
  - ③ その事業年度において法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情（「臨時改定事由」といいます。）によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定。
  - ④ その事業年度において法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（「業績悪化改定事由」といいます。）によりされた定期給与の額の改定。
- (2) 継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの。

▼事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、その役員の職務について所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与をいいます。

(1) 届出は次の期限までに下記(2)の事項を納税地の所轄税務署長に届け出る必要があります。ただし、同族会社以外の法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与ならびに特定譲渡制限付株式およびその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式による給与については、届出は要りません。

① 通常の届出期限

- ㊦ 株主総会、社員総会またはこれらに準ずるものの決議により役員の職務について、所定の時期に確定額を支給する定めをした場合におけるその決議をした日から1か月を経過する日
- ㊧ その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4か月を経過する日（保険会社では、当該会計期間開始の日から5か月を経過する日）
- ㊨ 新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務について、所定の時期に確定額を支給する定めをした場合にはその設立の日以後2か月を経過する日

② 臨時改定事由が生じたとき

- ㊦ ①の期限
- ㊧ 臨時改定事由が生じた日から1か月を経過する日

(2) (1)の場合の届出事項

- ① 事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下「事前確定届出給与対象者」といいます。）の氏名および役職名
- ② 事前確定届出給与の支給時期および各支給時期における支給金額
- ③ 上記(1)㊦の決議をした日および決議をした機関等
- ④ 事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日（臨時改定事由が生じた場合における役員の職務について、所定の時期に確定額を支給する定めの内容に関する届出で上記(1)㊦に掲げる日の翌日から上記(1)㊧に掲げる日までの間にするものについては、当該臨時改定事由の概要および当該臨時改定事由が生じた日）
- ⑤ 定期同額給与としない理由および支給時期の決定理由

- ⑥ 事業年度において、事前確定届出給与対象者に対して事前確定届出給与と事前確定届出給与以外の給与とを支給する場合の、その事前確定届出給与以外の給与の支給時期および各支給時期における支給金額
- ⑦ その他参考となるべき事項
- (3) 既に事前確定届出給与の届出（直前届出）をしている法人は、次の事由が生じたために届出内容を変更するときは、それぞれの期限までに下記(4)の事項を納税地の所轄税務署長に届け出て内容を変更することができます。
- ① 臨時改定が変更事由の場合には、その臨時改定事由が生じた日から1か月を経過する日
- ② 業績悪化改定が変更事由の場合には、その業績悪化改定事由によりその定めの内容の変更に関する株主総会等の決議をした日から1か月を経過する日  
ただし変更前の直前届出に係る定めに基づく給与の支給の日（決議後最初に到来するものに限り、）が当該1か月を経過する日前的場合には、その支給の日の前日
- (4) (3)の場合の届出事項
- ① その氏名および役職名（変更事由に基因してその役職が変更された場合には、変更後の役職名）
- ② 変更後の給与の支給時期および各支給時期における支給金額
- ③ 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める事項
- ⑦ 変更が臨時改定事由に基因するものである場合には、その臨時改定事由の概要および当該臨時改定事由が生じた日
- ① 変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合には、その決議をした日および支給の日
- ④ 変更を行った機関等
- ⑤ 変更前の給与の支給時期が変更後の給与の支給時期と異なる場合には、変更後の給与の支給時期を②の支給時期とした理由
- ⑥ 直前届出に係る届出書の提出をした日
- ⑦ その他参考となるべき事項

▼利益連動給与

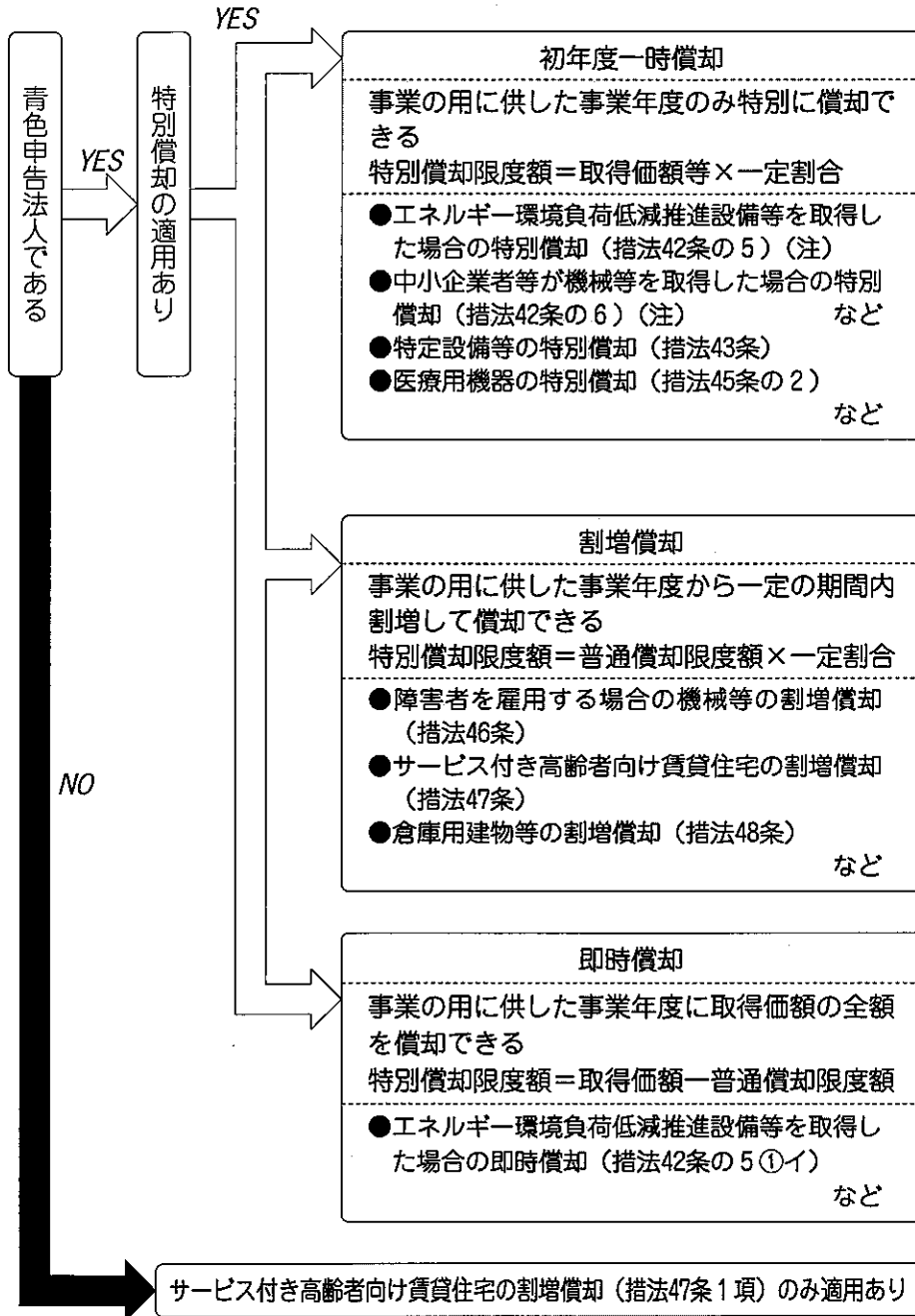
利益連動給与とは、その業務執行役員に対して支給する給与で、以下の要件をすべて満たすものをいいます。

- (1) その支給額の算定方法が、その事業年度の利益の状況を示す指標を基礎とした客観的なもので、以下の要件をすべて満たすもの。
  - ① 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様である。
  - ② その事業年度開始の日から3か月（保険業法2条2項に規定する保険会社は4か月）を経過する日までに、会社法404条3項の報酬委員会（業務執行役員またはその業務執行役員と一定の特殊の関係のある者がその委員になっているものを除きます。）が決定していること、あるいはこれに準ずる適正な手続として一定の手続を経て決定していること。
  - ③ その内容が、上記②の決定日以後遅滞なく、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書等により開示されていること。
- (2) 利益の状況を示す指標の数値が確定した後1か月以内に支払われ、または支払われる見込みであること。
- (3) その法人が、同族会社でないこと。
- (4) 損金経理をしていること。

なお、上記(1)の業務執行役員とは、以下に掲げる役員に該当するものをいいます。

- ① 取締役会設置会社における取締役の権限を規定した会社法363条1項各号に掲げる取締役。
- ② 執行役の権限を規定した会社法418条の執行役。
- ③ 上記の役員に準ずる役員。

# ＜特別償却・割増償却のフロー＞



損金手引三八

（注） 一定の場合、法人税額の特別控除との選択適用が可能

特別償却の適用を受ける機械を購入したとき

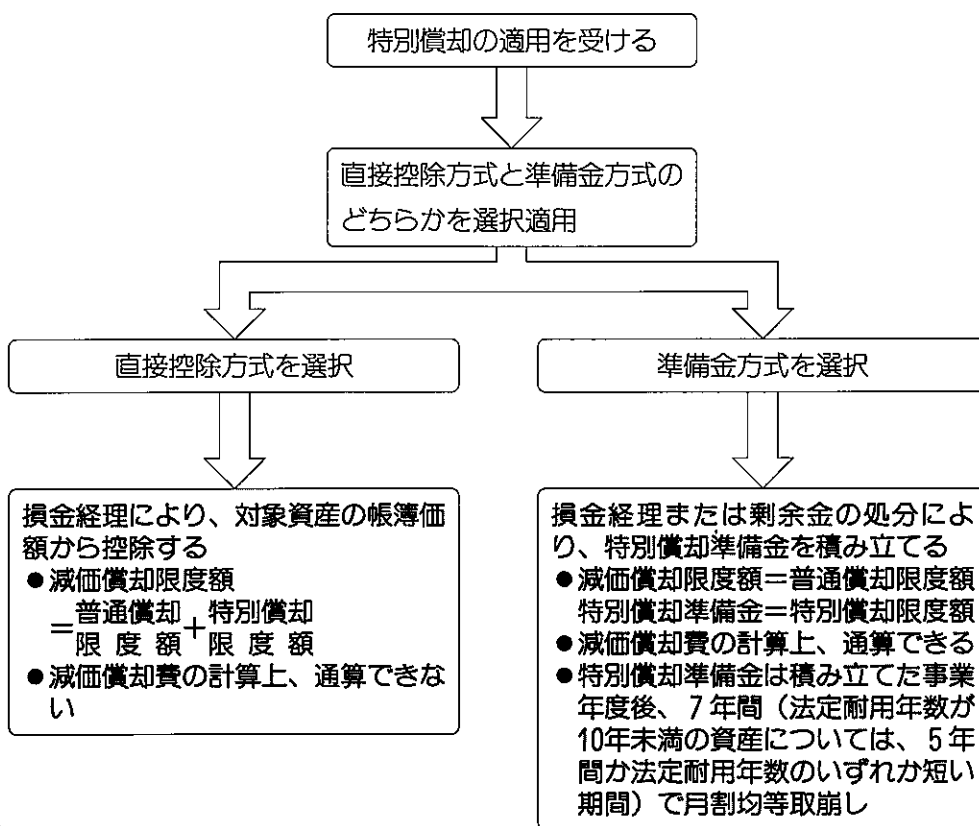


このたび当社は、特別償却の適用を受けることができる機械の購入を行いました。特別償却の経理方法はどのようにすればよろしいですか。



特別償却の経理方法として、直接控除方式と準備金方式の2つがあります。

損金処理判断フロー



損金手引一七

### キーワード

#### ▼直接控除方式

直接控除方式とは、損金経理により、減価償却としての特別償却を行うことにより、対象資産の帳簿価額を控除する方法をいいます。この場合、対象資産の減価償却費は普通償却費と特別償却費とを合わせた額になり、その計算上、他の種類を同じくする資産との通算はできません。

#### ▼準備金方式

準備金方式とは、損金経理または剰余金の処分（剰余金の処分による場合は、同額を申告調整により法人税申告書別表4上で所得金額から減算します。）により、特別償却準備金を積み立てる方法をいいます。この場合、対象資産の減価償却費は普通償却費のみとなりますから、要件を満たせば、減価償却費の計算上、他の種類を同じくする資産との通算が可能です。

なお、積み立てた特別償却準備金は、積み立てた事業年度後、7年間（法定耐用年数が10年未満の資産については、5年間か法定耐用年数のいずれか短い期間）の月割均等取崩しを行います。

損金手引一七

### 判断のポイント

特別償却の経理方法については、税務上は、直接控除方式と準備金方式のいずれを選択してもよいことになっています。

しかし、会社法上、減価償却費として認められるのは、「相当の償却」である普通償却費のみですので、特別償却費を減価償却費として損金経理することは、会社法違反となります。したがって、会社法との調整から、減価償却費は普通償却費のみとし、特別償却費を剰余金の処分により特別償却準備金として積み立てる、準備金方式を採用するのが望ましいといえます。

ご質問のケースを準備金方式によって処理する場合は、機械を購入して事業の用に供した事業年度の剰余金の処分において、特別償却費相当額を特別償却準備金として積み立て、同額を法人税申告書の別表4上の所得金額から減算します。積み立てた翌事業年度以降は、7年間（法定耐用年数が10年未満の資産については、5年間か法定耐用年数のいずれか短い期間）にわたって準備金の月割均等取崩しを行い、こ

九二四



の取崩し額を申告書上、別表4の所得金額に加算します。

### アドバイス

直接控除方式か準備金方式かの選択は、各特別償却制度ごと、および適用事業年度ごとに行います。すなわち、同一事業年度で同一特別償却制度であれば同一の選択を行わなければなりません。同一事業年度であっても異なる特別償却制度である場合や、異なる事業年度である場合は、経理方法について異なる選択をすることができます。

どちらの方法を選択しても、特別償却費の損金算入事業年度の税額および最終的な納税累計額は、原則として同じです。直接控除方式を選択した場合、損金算入事業年度における税額の有利分は、その後の事業年度の減価償却費の損金算入を通じて、最終償却事業年度までに取り戻され、また準備金方式を採用した場合の同様の有利分は、特別償却準備金を積み立てた事業年度後、7年間（法定耐用年数が10年未満の資産については、5年間か法定耐用年数のいずれか短い期間）で均等に取り崩すことによって、取り戻されることとなります。

損金手引五

### 損金算入の時期

どちらの経理方法を選択しても、特別償却費の損金算入時期は、対象資産を取得し、かつ事業の用に供した日の属する事業年度です。

#### 〈参考となる法令など〉

措法52条の3